

令和5年(2023年)3月10日

保護者の皆様へ

八王子市子ども家庭部子どもの教育・保育推進課

特別保育(一時・休日・緊急・定期利用・年末保育)利用における 新型コロナウイルス感染症への対応の変更について

日頃から保育行政及び新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症に関する国からの通知等を踏まえ、本市の公設公営保育所の特別保育利用における新型コロナウイルス感染症への対応を下記のとおり変更しますので、保護者の皆様には、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 マスク着用の考え方の見直しについて

令和5年3月13日からの保育所等におけるマスク着用の取扱いは、次のとおりです。

2歳児未満	マスクの着用は <u>推奨しない。(変更なし)</u>
2歳児以上	マスクの着用は <u>求めない</u> 。 (感染への不安から引き続きマスクの着用を希望する子どもや保護者に対しては、意思に反してマスクを外すよう周囲が強いることのないよう適切に配慮する。)
園職員や保護者	個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は <u>個人の判断に委ねる</u> 。 ※事業者が感染対策上の理由により、利用者(園児を除く)又は職員にマスクの着用を求めることは許容されているため、本市の公設公営保育所は、八王子市役所の事業者としての判断により、市職員の業務中のマスク着用を推奨することとしています。

2 保育料減免措置の終了について

新型コロナウイルス感染症による保育所等の臨時休園期間や、園児が陽性又は濃厚接触者となった場合の利用停止期間の利用日分の特別保育の保育料に関して、利用日の振替または還付にて対応していましたが、保育所在園児における利用者負担額(保育料)の減免の取扱いについて、令和4年度末までとし、令和5年4月以降は廃止することが決定しました。

そのため、保育所在園児における利用者負担額(保育料)の取扱いに準じておりました特別保育(一時、休日、緊急、定期利用、年末保育)の保育料につきましても、還付対応は令和4年度末までとし、令和5年4月以降は廃止することとします。

3 特別保育利用児童の登園について

新型コロナウイルス オミクロン株の流行以降、特別保育の利用について、園児本人だけでなく同居家族に発熱等の体調不良が認められる場合も、利用を控えていただくようお願いしていましたが、国の方針見直しや現在の感染状況を踏まえ、園児本人に発熱等の体調不良がない場合は利用を可能とする従来の対応に戻します。

(園児が発熱した場合は、解熱後 24 時間以上が経過し、症状が改善傾向となるまで利用を控えてください。また、園児が陽性又は濃厚接触者に特定された場合は、保健所等から指示された療養・健康観察期間は利用できません。)

4 その他

(1) 3「特別保育利用児童の登園について」の取扱い変更に伴い、利用日当日に提出いただいたおりました「特別保育の利用にあたっての確認書兼同意書」の提出は、不要とします。

引き続き、利用日当日の検温等にご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 5 類に引き下げられる令和 5 年 5 月 8 日以降の対応については、今後、国から具体的な対応が示され次第、改めてお知らせいたします。

【問合せ先】

八王子市子ども家庭部子どもの教育・保育推進課
公立保育所運営担当
電話：042-620-7447
メール：b470800@city.hachioji.tokyo.jp